

特定工場等から発生する振動の規制規準

- a) 対象：指定地域内で特定施設を設置する工場又は事業場
- b) 届出：特定施設の設置、変更（工事開始の30日前まで）、氏名変更、全廃止、承継（30日以内）の届出が必要
- c) 基準：指定地域内の特定工場は、敷地境界線において規制基準を遵守しなければならない
- d) 区域：騒音規制法で定める第1種及び第2種区域を振動規制法で定める第1種区域とし、騒音規制法で定める第3種及び第4種区域を振動規制法で定める第2種区域とする。

（単位：dB）

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		6時～22時	22時～翌朝6時
第1種区域		60	55
第2種区域		65	60

注) 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50m以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5dBを減じた値とする。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制規準

- a) 対象：指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
ただし、1日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く
- b) 届出：作業実施の届出（作業開始の7日前まで）が必要
- c) 基準：特定建設作業の規制基準

1) 振動の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で75dB以下
2) 夜間、深夜作業の禁止	第1号区域：午後7時～翌午前7時
3) 1日の作業時間の制限	第1号区域：1日につき10時間
	第2号区域：1日につき14時間
4) 作業期間の制限	連続して6日間を超えないこと（同一場所において）
5) 日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

区域の区分（騒音規制法の区域に準ずる）

第1号区域：騒音規制法で定める第1種区域、第2種区域、第3種区域の全区域及び第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院及び患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80m以内の区域

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第 16 条）

指定地域内における道路交通振動が次の限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときは、道路管理者に対し防止のための舗装・維持・修繕の措置を、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

道路交通振動の限度値

（単位：dB）

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種 区 域		65	60
第 2 種 区 域		70	65

学校、病院等、特に静穏を必要とする施設周辺の道路における振動限度は、同表に定める値から 5 dB 減じた値とする。

備考 時間の区分及び区域の区分は特定工場等規制地域と同様